

第2回 佐賀市学校給食費検討委員会

令和7年10月27日(月) 9:30～
佐賀市大財別館4-3会議室

1 開会

2 委員長挨拶

3 議事

○佐賀市の学校給食費について

- ・ 第1回検討委員会における委員意見 **【資料1】**
- ・ 学校給食費改定案について **【資料2】**
- ・ 他市の学校給食費との比較について **【資料3】**
- ・ 答申(案)について **【資料4】**

4 その他

5 閉会

佐賀市学校給食費検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、佐賀市立小中学校における学校給食費(以下「給食費」という。)を検討するため、佐賀市学校給食費検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 給食費に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 佐賀市立小中学校の学校長
- (3) 佐賀市立小中学校の栄養教諭、学校栄養職員
- (4) 佐賀市立小中学校の保護者・PTA
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、就任した日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学事課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月2日から施行する。

佐賀市学校給食費検討委員会 委員名簿

選出区分 [第3条第1項関係]		職・所属等	氏名	備考
1号	学識経験者	西九州大学 健康栄養学部長	福山 隆志	学識経験者
2号	学校長	金立小学校長	泊 裕人	自校式の小学校代表 (校長会給食指導部会(小学校))
		富士中学校長	小野 しのぶ	3地区の学校給食センター代表
		城南中学校長	益田 政季	中部学校給食センター代表 (校長会給食指導部会(中学校))
3号	栄養教諭等	春日小学校栄養教諭	山口 恵	自校式の小学校代表
		諸富中学校栄養教諭	金丸 静花	3地区の学校給食センター代表
4号	PTA・保護者	小学校保護者	前田 淳一	自校式の小学校代表
		中学校保護者	中尾 聡子	3地区の学校給食センター代表
		中学校保護者	百武 寿子	中部学校給食センター代表
		佐賀市PTA協議会	畑瀬 次郎	P T A協議会代表

事務局	教育部長	豊田 幸孝	学事課 ・保健体育係 ・各学校給食センター長 ・管理栄養士
	学事課長	川副 清隆	

所掌事務	(1) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に定める保護者の負担する額に関する事。 (2) その他給食費に関する事。
------	---

第1回検討委員会における委員意見

○学校給食費について

(保護者の意見)

- ・物価高騰の中、現在の給食費が適正でないと感じていた。給食費への補助額が多いことに驚いた。
- ・食材の高騰で給食費が上がることについては理解できるが、食以外にも子育てにはお金がかかるため、最低限の値上げ額にしてほしい。
- ・この金額で給食が作られていることに驚いている。子どもには楽しくおいしく給食を食べてほしいので、食材の高騰で保護者負担額が増えるのは仕方がない。
- ・値上げは仕方ないと思う。給食費と同じ額で弁当は作れない。

(栄養教諭の意見)

- ・給食費への補助額が多くなったことで、今年度の小学校の食材料費は一食当り310円となった。この金額は現在の物価にも対応できる金額だと思う。
- ・中学校は、完全給食と選択制給食では牛乳代を除くと完全給食が安い。選択制給食よりも食材の調整等が大変なのではないか。
- ・昨年度は、献立の工夫などの調整が大変で、かなり苦勞した。数年前から一部補助金を充ててはいるが、国の交付金がなくても運営できるよう給食費を値上げしてほしい。

(学校長の意見)

- ・今の給食費で毎日あの献立を作っているのはすごい。見た目も味も良く、量もちょうどよい内容で、子どもにプラスになる給食であると感じている。
- ・10月以降もいろんな品目で価格が上がるようである。自治体によって給食費を無償化しているところもあり、保護者負担はできるだけ市で補助を行ってほしい。
- ・給食は安全安心なものを提供することが原則。近年の物価高騰の中、栄養士は栄養バランスや金額の調整も行っており、負担が大きくなっている。
- ・補助に頼ることは恒久的ではない。物価高騰が続けば、そのうち現在の価格ではやっていけないといった声が納入業者から出てくるのではないかと思う。

【委員長総括】

- ・様々な意見が挙げられたが、学校給食費を値上げすることについては、すべての委員から賛同いただいたということではよい。 ⇒ 異議なし

○具体的な給食費の金額について

(栄養教諭の意見)

- ・ 1学期は少し余裕があったが、2学期は野菜の高騰具合も読めないため、今年度の補助後の食材料費は維持してほしい。
- ・ 1学期の様子では、小学校は最低300円は必要だと思う。

(保護者の意見)

- ・安全安心に提供することが担保できないなら値上げするべきだが、保護者負担額をいきなり上げるのは負担が大きくなるのではないか。例えば、3ヶ年などで毎年徐々に増やしていけばよいのではないか。
- ・米や野菜の価格高騰はわかるが、給食費の値上げ額は最低限にしてほしい。
- ・中学校の選択制給食では、給食費が上がっても申し込む家庭は申し込む。給食は栄養バランスが良いので、給食費が上がっても理解はされると思う。

学校給食費改定（案）について

1. 令和 7 年度の補助金を含めた給食費（食材料費）

(単位：円)

	保護者負担額	補助金	給食費（食材料費）
小学校	235	75	310
中学校（完全給食）	270	90	360
中学校（選択制給食）	250	70	320

2. 米価格の値上がり額

(単位：円)

	R 6 年産	R 7 年産	値上がり額
ヒノヒカリ精米単価【10 kg】	4,666	7,090	2,424

(単位：円)

	米飯 1 食当りの 値上がり額	主食 1 食当りの 値上がり額	
小学校【80 g】	19.39	13.57	週 3.5 回提供
中学校（完全給食）【100 g】	24.24	16.96	週 3.5 回提供
中学校（選択制給食）【100 g】	24.24	24.24	週 5 回提供

3. 米価格の値上がり額を加味した給食費試算

(単位：円)

	R 7 年度 給食費（食材料費）	主食 1 食当りの 値上がり額	給食費試算
小学校	310	13.57	323.57
中学校（完全給食）	360	16.96	376.96
中学校（選択制給食）	320	24.24	344.24

4. 学校給食費の改定（案）について

(単位：円)

	給食費改定案
小学校	320
中学校（完全給食）	380
中学校（選択制給食）	340

他市の学校給食費（食材料費）との比較について（R7年度）

（令和7年5月聞き取り調査）

○県内10市の1食当たり食材料費（円）

	佐賀市	唐津市	鳥栖市	小城市	多久市	神崎市	鹿島市	武雄市	伊万里市	嬉野市
小学校	320	301	295	295	278	290	290	301	282	296
中学校	380	362	355	340	342	330	330	341	332	336

○九州県庁所在地等の1食当たり食材料費（円）

	佐賀市	福岡市	長崎市	熊本市	大分市	宮崎市	鹿児島市	那覇市	北九州市	久留米市
小学校	320	290	288	311	332	302	335	313	308	288
中学校	380	348	348	367	345	365	393	357	389	350

※ 各市の給食費は、年額や月額で定めている市の場合、平均的な給食回数で割り戻し、1食当たりの給食費を試算している。

令和7年 月 日

佐賀市教育長 丹宗 成一 様

佐賀市学校給食費検討委員会
委員長 福山 隆志

佐賀市の学校給食費について（答申）

令和7年8月4日付け佐市教委学事第393号で諮問のあった佐賀市の学校給食費について、当委員会で審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

当委員会では、給食の質と量を確保しながら、児童生徒の健やかな成長を支えることを基本に、近年の食材料費の推移や保護者負担への影響等を踏まえ、適正な学校給食費について検討を行いました。

佐賀市では、令和5年度に給食費の改定を実施したところですが、以後も主食や副食、牛乳などの価格上昇は続いていることから、食材料費の物価上昇相当額の補助を行うことにより、学校給食の質の維持が図られております。

一方、現在の給食費は、令和5年度の改定以降据え置かれており、現在の補助がなくなった場合は、栄養バランスのとれた給食を安定的に提供することが困難となります。

そこで、当委員会では、給食費の改定は必要と判断し、令和5年度以降の食材料費の価格上昇率や学校給食への補助の状況等を踏まえ、適正な学校給食費について検討を行ったところ、令和8年度より、以下のとおり学校給食費を改定することが望ましいとの結論に至りました。

なお、学校給食費については、今後の物価の状況等を注視し、給食を安定的に提供していくためにも、必要に応じ給食費の見直しを検討することを申し添えます。

1 学校給食費

・小学校	一食当たり	320円
・中学校（完全給食）	一食当たり	380円
・中学校（選択制給食）	一食当たり	340円